

（停止表示器材）

第50条 平成17年3月31日以前に製作された停止表示器材（平成12年3月31日以降に法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた停止表示器材を除く。）については、保安基準第43条の4並びに細目告示第66条、第144条及び第222条の基準にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 停止表示器材は、反射部及びけい光部から成る一辺が500ミリメートル以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が80ミリメートル以下のものであること。
- 二 停止表示器材の反射部は、中空の正立正三角形で帯状部の幅が25ミリメートル以上50ミリメートル以下のものであること。
- 三 停止表示器材のけい光部は、反射部に内接する中空の正立正三角形で帯状部の幅が30ミリメートル以上33ミリメートル以下のものであること。
- 四 停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- 五 停止表示器材は、昼間200メートルの距離からそのけい光を確認できるものであること。
- 六 停止表示器材による反射光及びけい光の色は、赤色であること。
- 七 停止表示器材は、路面上に垂直に設置できるものであること。
- 八 停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。
- 九 停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

2 平成29年10月8日以前に製作された停止表示器材及び平成29年10月9日以降に製作されたもののうち平成29年10月8日以前に指定を受けたものについては、細目告示第66条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第975号）による改正前の細目告示第66条の規定に適合するものであればよい。

3 保安基準第43条の4が適用される自動車は、当分の間、細目告示第66条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第66条の規定に適合するものであればよい。